

第 68 回 檀原市民体育大会・学童野球の部 開催要項

1. 目的 市内のこども達が、夏季期間中にスポーツを通じて益々元気で明るいこどもに成長するよう願ってこの大会を開催します。
2. 主催 檀原市・檀原市教育委員会・(公社)檀原市スポーツ協会
3. 主管 檀原市軟式野球連盟
4. 期 日 令和5年11月11日(土)・18日(土)・23日(祝)・25日(土)・
5. 試合会場 檀原運動公園・軟式野球場
6. 参加資格 市内に居住する小学1年生から5年生とする。(男女は問わない)
7. チーム編成 連盟登録チーム(合同による編成チームも可)または市内在住生で編成し、責任者・監督・コーチは県内在住の成人に限る。(1チーム10名以上、20名以内とする。但し、ベンチ入りの選手は10名以上とする。)
8. 申込締切 10月29日(日) 檀原市軟式野球連盟事務局(雲梯町814・TEL24-4050)にて受付けします。(当日のみ午前10時より12時まで)
9. 抽選会 11月5日(日) 午前10時から12時まで
軟式野球連盟事務局に於いて随時抽選を行います。
10. 試合方法 トーナメント方式で行い、全試合6回戦80分とする。
- ※ 各チームにて審判を担当してください。
準決勝、決勝は連盟で対応します
11. 規 則 (1)公認野球規則によって行う。ただし、下記の特別規則を適用する。
 コールドゲームは3回以降7点差で採用
 暗黒・降雨等で審判団が試合続行不可能と判断した場合、4回以降であれば正式試合とする。
 6回又は試合時間を経過した時点で同点の場合は、タイブレーク方式を2回適用し、それでも勝敗が決しない場合は、抽選により勝敗を決する。
 ※タイブレーク方式
 継続打順とし、前回の最終打者を一塁走者、その前の打者を二塁走者として、無死一、二塁で試合を再開し、得点の多いチームを勝ちとする。
(2)投手の変化球は、ボールとする。
 ①変化球に対しては、ボールを宣告すると共に投手に注意を与える。
 ②同一投手が、同一試合で再び変化球を投げた場合は、その投手を交替させる。
 ③その投手は、他の守備位置につくことは許されるが、大会期間中で投手として出場することは許されない。
 ④変化球の判断は審判員によることとし、抗議は認めない。
(3)投手の投球制限は、1日70球までとする。(イニング数は問わない)
 詳細は連盟規則を適用する。
(4)投手板と本塁との距離は16m、各塁間は23mとする。
(5)選手交替は監督が告げる。作戦タイムの場合、マウンドまでの行き帰りは走りでスピーディーに行うこと。

12. 試 合 球 J号ボールを使用し、試合球は主催者側で用意する。
13. 表 彰 優 勝チーム 優勝杯・賞状・優勝メダル
準優勝チーム 賞状・準優勝メダル
第3位チーム 賞状
16. そ の 他 (1)抽選会には監督及び主将の2名が参加する。抽選会開始時刻に遅れないこと。
不参加の場合は、原則として本大会への出場は認めない。
(2)金属製スパイクシューズは使用せず、ゴム製スパイクシューズを使用すること。
(3)金属製バットは公認バット(少年用)、マスクは公認マスクを使用すること。
(4)ベンチには、登録されている代表者・監督・コーチ2名・他2名の計6名と登録選手(20名以内)とする。
(5)背番号は必ず付けること。(0番から99番まで、監督は30番、コーチは28番・29番、主将は10番を付けること。)
(6)全員同色・同形・同意匠の服装を着用すること。但し、代表者またはスコアラーはスポーツのできる服装とする。
(7)本大会における負傷については、応急処置はするが、その他一切の責任は保護者にあるものとする。
(8)審判員の判定を厳守すること。抗議は一切認めない。
(9)攻守交代の時、試合球は投手板上に置くこと。
(10)不正選手が発覚した時は、没収試合とする。試合後に発覚した場合も没収試合とする。
①試合中発覚した場合は、相手側に勝利を与える。
②試合終了後に発覚した場合は、次の相手側に勝利を与える。
③決勝戦終了後に発覚した場合は、準優勝チームを優勝とする。ただし、その他の不正及び個々の不正等は、役員協議の上決定する。
(11)チーム又は、応援団の中から暴力を働いたり、暴言をはいた場合は、理由の如何にかかわらず没収試合とする。(役員協議の上決定する。)

第 68 回 橿原市民体育大会・学童野球の部の開催要項を厳守し、本大会の参加を申し込みます。

チーム名					
代表者氏名	印	住所	町	Tel	—
				携帯	
監督氏名	印	住所	町	Tel	—
				携帯	
コーチ氏名					

No.	背番号	氏名	住 所	学 校 名	学年
1			橿原市 町	小学校	年
2			橿原市 町	小学校	年
3			橿原市 町	小学校	年
4			橿原市 町	小学校	年
5			橿原市 町	小学校	年
6			橿原市 町	小学校	年
7			橿原市 町	小学校	年
8			橿原市 町	小学校	年
9			橿原市 町	小学校	年
10			橿原市 町	小学校	年
11			橿原市 町	小学校	年
12			橿原市 町	小学校	年
13			橿原市 町	小学校	年
14			橿原市 町	小学校	年
15			橿原市 町	小学校	年
16			橿原市 町	小学校	年
17			橿原市 町	小学校	年
18			橿原市 町	小学校	年
19			橿原市 町	小学校	年
20			橿原市 町	小学校	年